

只見町U・Iターン等促進助成金のご案内

◆令和2年度より内容が一部改正されました◆

只見町では、若者の地元への就業や定着を促進し、地域の活性化を図るため、下記の助成金を交付しています。要件に該当される方はお申込みください。

U・Iターン者定住助成金	交付要件	○定住後1年以内に通勤圏内の事業所に就業していること。 ○就業後6カ月以上経過していること。 ○就業開始日の年齢が35歳未満であること。 ○3年以上定住する意思があること。 ○税金等を滞納していないこと。
	交付金額	1人あたり 5万円 ※中学生以下の子どもを扶養している場合は、 <u>子ども1人あたり5万円が加算</u> されます。
新規学卒者定住助成金	交付要件	○学校等を卒業後1年以内に定住していること ○定住後1年以内に通勤圏内の事業所に就業していること。 ○就業後6カ月以上経過していること。 ○就業開始日の年齢が30歳未満であること。 ○3年以上定住する意思があること。 ○税金等を滞納していないこと。
	交付金額	1人あたり 10万円
提出書類	○U・Iターン等促進助成金交付申請書（様式第1号） ○誓約書兼同意書（様式第2号） ○住民票の写し（世帯全員のもの） ○雇用期間や所定労働時間が確認できる書類、又は自ら事業を営むことを証明する書類 ○卒業を証明する書類（新規学卒者のみ） ○その他町長が必要と認める書類	
対象とならない方	○生活保護法第6条に規定する被保護者あるいは要保護者 ○転勤その他の事由により定住が担保されていない方 ○地域おこし協力隊員 ○就業後1年以上経過している方	

※ 定住とは、只見町に住民登録を行い、当該住所を生活の本拠地に行っていることをいいます。

※ 就業とは、雇用期間が1年以上（1年以上の見込み及び期間の定めがない場合を含む）で、所定労働時間が週30時間以上であること。又は、自ら農業その他の事業を営むことをいいます。

※ 令和2年3月31日までに定住後6カ月以上経過し、就業している方は、改正以前の要綱に該当する可能性がありますのでお問い合わせください。なお、交付要件を満たした日から6カ月以上経過した場合は該当になりません。

【お問合せ・申込み先】

只見町役場 地域創生課 創生企画係

☎0241-82-5220 / E-mail:kikaku@town.tadami.lg.jp